

通 達 第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日
(2022 年)

各 所 属 長 殿

市 長

令和 4 年度予算執行方針

令和 4 年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、学校施設の改築・改修など公共施設の老朽化対策や待機児童対策をはじめとした喫緊の課題への対応などに重点的に財源を配分したところである。

歳入の根幹である市税収入については、新型コロナウイルス感染症の影響からの一部回復により、前年度より約 20 億円、率にして 2.4% の増収を見込んでいるが、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については減となっており、収支不足を補うための財政基金等の取崩し額は前年度を上回る約 88 億円で、多額の基金取崩に依存した予算となっている。

今後の財政状況については、未だ新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないなか、国の動向や社会情勢の変化など予測ができない要素も多く、依然として不透明な状況である。また、少子化・高齢化に伴う社会保障費や公共施設の老朽化対策にかかる経費の増大が見込まれており、引き続き厳しい財政運営が続くものと考えている。

一方で、このような厳しい状況のなかでも、新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、教育、子育て、福祉をはじめ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、カーボンニュートラルなど新たな行政課題にも的確に対応していく必要がある。

以上のことを踏まえて、各所属長においては、次に掲げる事項に従って効率的な予算執行に努めるとともに、所属職員にもその旨、周知徹底を図られたい。

1. 全体的事項について

- (1) 予算執行にあたっては、事業の必要性、効率性を十分検討し、内容や仕様等を精査して、事業費の圧縮を図るなど、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業実施に留意されたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応については、国・県の動向を注視し、補助制度などの情報収集に努め、適切な時期や内容で実施できるよう、対処すること。
- (3) 予算の裏付けがない事業や実施計画で論議されていない事業など新たな財源負担を伴う可能性がある未確定の事業を行おうとする場合は、事前に財政課及び政策推進課と協議・調整をした後に、市議会や関係団体等に説明等を行うこと。また、協議・調整には一定の期間を設けること。
- (4) 企業会計についても本執行方針の趣旨を踏まえて適正な予算執行を行うとともに、効率的な運営と経営基盤の強化に努めること。
- (5) 今年度より市長事務部局で内部統制制度の運用を開始し、各課でリスク対応策を立案し実行していくことになるが、制度対象外組織も含め、必要に応じて事務の執行体制や見直しを図り、適正な事務処理を徹底すること。

2. 歳入について

- (1) 市税については、税制改正や社会経済情勢の動向を注視しながら、課税対象を的確に把握するとともに、一層の収入率の向上に努めること。
- (2) 国・県支出金については、補助制度の拡充等の動向を的確に把握し、積極的に活用することで新たな財源の確保に努めること。
補助要件の確認不足などによって、交付を受けられないことのないよう、よく確認の上、確実に収入するよう努めること。
- (3) 使用料、手数料などその他の収入については、予算計上額の確保に努めるとともに、収入未済が生じないように留意すること。
- (4) 滞納繰越が生じているものについては「西宮市債権の管理に関する条例」に基づき、適正な債権管理を行うとともに、負担の公平・公正を図る観点から最大限の徴収努力を行うこと。
- (5) 現金を取り扱う場合には、会計規則等の規定に基づき、厳正な管理を徹底すること。また、準公金についても、厳正に管理すること。

3. 歳出について

- (1) 予算の配当については、不測の事態に備えるとともに、当初予算に

において多額の財源不足が生じている状況に鑑み、一層の経費節減を図る観点から、一部の経費について配当を留保することとする。

配当を留保した予算についてはもちろん、留保していない予算についても市税や地方交付税など歳入予算の状況によっては執行に制限をかけることもあるので、注意すること。

- (2) 繰越制度はあくまでも予算執行の特例であることを認識し、安易に翌年度へ繰越すことのないよう、事業の執行に当たっては、早期発注・早期完了に努めること。

公共事業等については、前年度からの繰越事業費を最優先に早期の執行を図ること。

- (3) 投資的経費のうち国庫補助事業については、国の認証事業費の範囲内に止めるとともに、市単独事業費の縮減に努めること。

なお、補助事業の当初内示額の変更、追加内示及び翌年度概算要求に際しては、事前に財政課及び政策推進課と協議すること。

- (4) 人件費についても大きなコストであることを自覚し、業務改善や事務分担の見直しを積極的に行うことにより人員の削減や超過勤務時間の縮減に努めること。

また、所属長は所属職員の超過勤務時間を適切に管理するとともに、超過勤務の命令を発する場合においては、必ず勤務時間内に命令の処理を行うこと。

- (5) 「令和4年度 職員の勤務条件の変更について」（令和4年3月30日付通知）のとおり、今年度より日当や宿泊料など旅費制度の見直しが行われているので、旅費執行の際には注意すること。

- (6) 市内事業者の育成と市内経済の活性化の観点から、契約の際には、内容の許す限り市内事業者へ優先的に発注し、受注機会確保に取り組むこと。

- (7) 物品等の購入、納品等の事務処理に当たっては、「予算の適正な執行について」（平成24年3月30日付通知）のほか、「物品等の購入にかかる事務処理について」（平成21年3月31日付通知）及び「随意契約事務の指針」（平成28年4月改定）の取り扱い等に従い、適正な執行に努めるとともに、検収等のチェック体制を強化すること。

なお、「会計規則の改正（備品の取扱い）について」（令和3年10月13日付通知）のとおり、今年度より備品の取扱いが変更されているので、注意すること。

- (8) 公共工事の実施に当たっては、「公共工事に係る不正行為の再発防止対策について」（令和元年10月31日付通知）に留意し、適正な執行に努めること。

(9) 補助金の執行に当たっては、「補助金等の取扱いに関する規則」等を遵守し、必ず補助金交付要綱を定めるとともに、適宜、「西宮市補助金制度に関する指針」(平成29年6月改定)に基づき、見直しを行うこと。

また、新設・拡充及び定期見直しに該当する補助金については、審査の際に付された評価・意見について、改めて確認するとともに補助金全般について効果検証に努めること。

なお、外郭団体等に対する補助金等の執行に当たっては、「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」(平成24年3月31日施行)の趣旨を踏まえ、対象団体については適切な手続きを行うこと。

(10) 消費的経費、投資的経費を問わず、年度途中で特定財源の予算額が確保できない事態が生じた場合は、その経費の執行を留保すること。特に国や県の制度改正や予算措置により、国・県支出金が予算額を下回る場合には、当該事業の見直しを行うこと。

(11) 適切な資金管理を行うため、支払資金については、予め個々の事業ごとに支払時期、金額の分割等の調整を図り、資金需要の集中を避けること。また、収入については、国・県支出金の概算交付制度を積極的に活用するなど早期収入に努めること。

(12) 年度途中の増額補正は、新型コロナウイルス感染症への対応や制度改正にかかるものなど、止むを得ないものととどめること。また、補正予算の専決処分や予備費充用の必要が生じた場合には、速やかに財政課に協議すること。

(13) 年度途中で不用額が生じる見込みとなった場合には減額補正を行うなど、予算の適正な執行管理を行うこと。